

不当解雇 絶対反対

みんなで職場斗争を守ろう

4月25日に行われるスト権集約の無記名投票で「団結の力」を示しましょう。

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033 番
7140
編集兼 堀 孜
発行人

会社の分裂工作を
警戒し団結をかた
め、不当首切りを
ハネ返えそう。

實力をかけて闘かう

解雇通告返上して就労

遼陽分會長問題は、去る十四日の第六回國交が決議したあと、会社は突如、一方的に十六日日本人宛に解雇をおしつけてきた。この通告書はたまた組合を縁で会社につき返し、十七日一番方に平常通り就労した。十二日の中央委員会では、組織の全力をあげてこの問題と対決することをきめたが、この方針とがり現在まで闘い進めている。二十日の中央委員会ではさらに闘いの具體的な方針をきめて、あくまでもこの不当解雇反対の闘いをすすめることになった。

組合活動への挑戦

来る十二月ひらかれた第十八回中央委員会では、つぎのような基本方針を打ち出した。

一、会社は組合活動の「一環」としての職場闘争を、勝手に「不当」ときめつけ、遠藤分会長の解雇をあくまで強行しようとしてゐるが、現状を判断すると、われわれの協議総行の申入れを拒否し一方的に解雇を強行することが予想される。

二、われわれは、もちろん、本件をたんなる個人解雇とみることなく、組合活動にたいする重大な弾圧、挑戦として考えている。

三、したがってごんご組は組織内外を問わず闘う態度の確立をはかり、組織の全力をあげて徹底分に闘ひ抜く。その間、遠藤分会長にたいする身う上、生活上の問題は組織としてこれを保障する。

これが解雇状

三、昭和三十三年七月三十日同僚の家族死にの場合の葬式手伝いの日報取扱いに關し、主司の説明を要求して入坑遅延に至らしめた行為。

四、昭和三十三年九月五日パンツツアコンベア故障時、実績資金の補償を要求して業務を放棄せしめた行為、並びに係属に對せる暴行行為。

五、昭和三十四年二月五日ポンプ

るものだ。職場ごとに組合員代表と職制の間に話合以上、職制の独断とかけあうため要力行使は起こりうるし、場合によつてはおこすこともある。自主的な職場活動を行うのは当然で、何も新組ばかりおこしているのではなく、田端に話合いで解決していることが多く。

また組合支部が承認した職場分会の総意による行動である限り

中央
委員会
中閼報告に
質問・金閼の中國帰山をまつて去る十二日、中央委員會は労働会館
閼の報告にあつめられ、宮川組合長より大綱的な報告に引きつづき
めぐつて延々三時間余におよぶ質疑と答がくりひろげられた。各層
が立ち登井をおこなつたが、主な質疑はつぎのとおりであつた。

でひらかれた。愛國会の焦点は中
で、蒲池次長からの諸協定の報告を
疑には雪川、久保田、蒲池の三氏
ら考えられた。だから、こんどの
独走は避けるべきだつたと思ふ。

三川支部遠藤分会長にたいする会社側の「不当解雇」は、ついに、四月十六日午後、本人に通達された。

当然、われわれはこれを「不当」とする機関決定に従つてただちに解雇通知書を所長宛に返送したし、十七日以降も遠藤分会長は同志に守られて、い

ライが、個人の処分にあるのではなくて、組合の闘争力の根源である職場闘争そのものにたいする弾圧であることは、三月十三日からはじめられ、四月十四日までを重ねられた六回の団交で露骨にせめかれている。

すなわち、会社からは「どんな原因

も、不公平な取扱いをおしつけてきて
も、賃金がどう支払われるかわからな
い仕事でも、ただ黙つて職制のいいな
りに、一口の文句もいえずに仿かされ
るとしたならば、職場闘争もできず再
び昔に逆もどりの暗い職争になるこ
とはあきらかだと考える。

問 白紙撤回のフシで困つたから、白紙撤回はできなかったではないか。

答 組合の基本方針は白紙撤回があくまで正しいし、この方針は将来にわたつても定められるべきである。この方針によつて困つた結果、白紙撤回ができなかったことと判断すべきである。

問 三飯連または三池の独走をしても必ず困う決意が必要だと、懲罰固めをしていたが、統一闘争の力であらう結果になった。これはまだあつたが

問 同時解決の方針が、かえつて企圖を不利にしたのではないか

答 同時解決は正しかつたと思う。当初から疲勞の饑餓と切離して三飢運を孤立させ、集中攻撃をあびせようとする敵の攻撃にたい

さいごに、このような敵の出方強く、しかも集中攻撃を受けるような場合の、運動のすすめ方について戰術的にもあるいは具體的に聞いてのすすめ方についても、さきに検討の必要があるだろう。

職場闘争を守る爲に

場闘争への攻撃であり、会社側の組合活動にたいする挑戦としてうけとめ、その「撤回」のため、遠藤分会長の身分と生活を保障して、組織の総力をあげてたたかいかいぬく実行動にはいつたのである。

この「解雇」を出してきた会社のネ

理由、動機があつても入坑遅延や業務拒否は全く不当であり、遠藤分会長は不当な行動を主動し業務を阻害した」という論旨が一貫して主張された。

われわれは、職制がどんなに暴言をはいても、一方的に約束をやぶつても保安を無視した危険な作業を強制して

年にわたつて積みあげ、たたかいとつてきた尊い現在までの諸成果を、われわれは何如なることがあつても絶対に守らなければならぬ。

遠藤分会長を守ることが、職場闘争を守ることであり、組合を守ることに通ずることを確信するものである。

問 白紙撤回ができなかったこととは赤字を認めたことではないか
答 それは間違ひだ。赤字でないかどうかは、いまの労働組合の機構、組織、調査機構では判断できない。われわれは赤字、黒字を論議するのではなく、出された内容に対して、これを撤回させるた

と、そうでない場合がある。
こんど場合は統一闘争の最終段階では、独走をあえて辞さないという組合が、三孤運のなかでも少数の組合の独走が効果があり、前進があるかという判断をしてみよう。これは、かつて集中攻撃をあげた

闘争日

- 14 第6回人事団交一いつい
- 15 西飢連執行委員会 終
行動。
- 16 炭労指令による職場大
連藤分会長に不当解雇
。直ちに返送、就労
出す。
- 17 指示によりこの日から
常通り就労。
- 18 市長、市議会議員選挙
連藤分会長就労中止と
社申入れ。
鉱業学校卒業生入所式
- 19 中央執行委員会。

級闘争によつて人類は、
をなして、新しい生産
て、生産力を発展させ、
歩進歩させてきた

企業意識は闘いの癌

中央
委員会

中岡報告に質疑沸騰

・企圖の中岡鼎山をまつて来る十二日、中央委員会が労働会館でひらかれた。委員会の集
報告にあつめられ、雪川組合長より大綱的な報告に引きつぎ、蒲池次長からの諸協定の
つて延々三時間余におよぶ質疑応答がくりひろげられた。各質疑には雪川、久保田、蒲池
ち答弁を返こしたが、主な質疑はつぎのとおりであつた。

結果は力関係

ら考えられた。だから、
独走は避けるべきだつた

うに二人で理解する必要がある
ます。企業意識をなくするため
努力、そのために何年かえすオル
の交流をはかると、いまわか
ている立場を十分理解しうる教
活動をおこなふ必要がある。ま
闘争資金の準備もまだ十分だ
た。さらにこの闘いが超長期に
つたとき、果ては生活面からこ
闘争を守れたかどうかは疑問で

結果は力関係

組合の基本方針は白紙撤回まで正しいし、この方針はわたつても定められるべき。この方針によつて固つた白紙撤回ができなかつたことと同様ではできなかったではないかと判断すべきであつた。

力はまだあつたが、三飯連または三池の独走を許さなくても必ず固い決意が必要と、感奮期をしいたが、統帥部偏重の力であらう結果になつた。

問 同時解決の方針が、かえつて企圖を不利にしたのではないか

答 同時解決は正しかつたと思う。当初から疲勞の饑餓と切離して三飢運を孤立させ、集中攻撃をあびせようとする敵の攻撃にたい

さいごに、このような敵の出方強く、しかも集中攻撃を受けるような場合の、運動のすすめ方について戰術的にもあるいは具體的に聞いてのすすめ方についても、さきに検討の必要があるだろう。

圖 争 日 誌

- 4・14 第6回人事団交一ついに決裂。
- 15 西鉄連執行委員会 総評第6次統一行動。
- 16 炭労指令による職場大会。
連藤分会長に不当解雇通知書通達さる。直ちに返送、就労確保の指示を出す。
- 17 指示によりこの日から連藤分会長平常通り就労。
- 18 市長、市職会議員選挙告示。
連藤分会長就労中止と指令撤回の会社申入れ。
鉱業学校卒業生入所式。
- 19 中央執行委員会。

階級闘争によつて人類は、古い生産関係をなげすて、新しい生産関係をうちたて、生産力を発展させ、社会を一步一步進歩させてきた。